

社労士 NEWS

>>> 2018.10 Vol.095

社会保険労務士法人 行政書士 桑原事務所

発行 >>>

URL : <http://www.onyx.dti.ne.jp/~m-kuwa/>
〒135-0003 東京都江東区猿江 1丁目1番2号

Tel > 03-5624-2395 Fax > 03-5624-2396 Mail > m-kuwa@onyx.dti.ne.jp

CONTENTS >>>

1. 労務管理 > 賃金不払残業について
2. 健康経営 > 中小企業における健康経営
3. 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート

1. 労務管理

賃金不払残業について

8月10日、厚生労働省は平成29年度に賃金不払残業で是正指導した結果を公表しました。それによると、是正企業数・対象労働者数・支払われた割増賃金合計額のいずれもが前年度比で増加しています。今回は公表された内容を紐解きながら、法改正等で見込まれる労務リスクについてお伝えいたします。

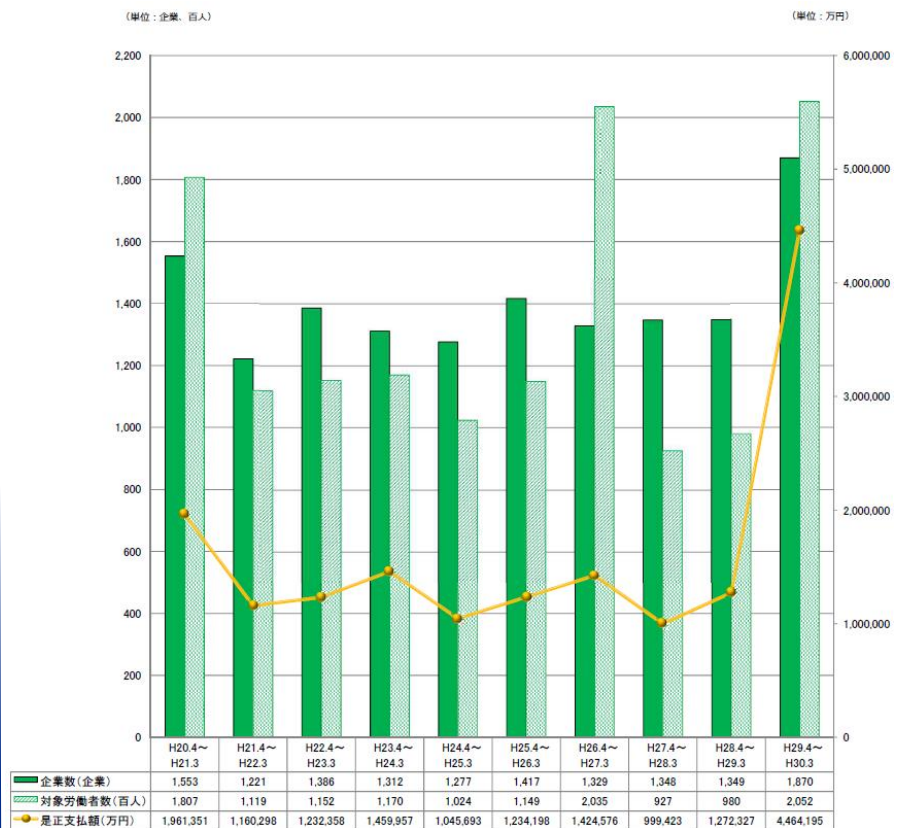
1. 公表の概要

今回公表された内容は、労働基準監督署による監督指導の結果、平成29年4月から翌年3月までの間に不払だった割増賃金が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取り纏めたものです。公表資料から『過去10年分の経年比較』と『業種別比較』のグラフを、それぞれ抜粋しておりますので、ご参照ください。

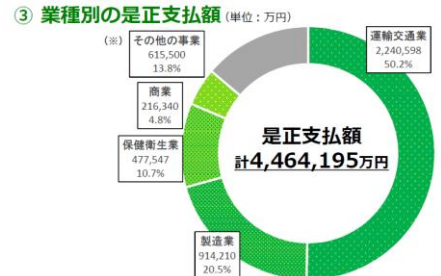
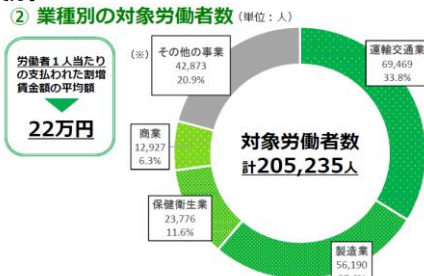
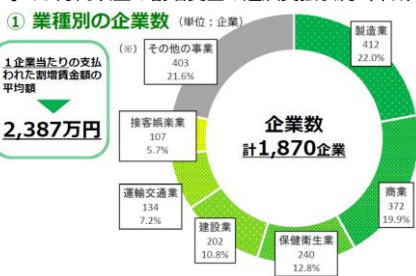
是正支払額は昨年度が飛びぬけて高くなっていますが、これは年度内に大手運送会社の支払いが当該年度にあった影響だと考えられます。

ただ、仮に運輸交通業を除外しても、一昨年度の是正支払額を上回っており、全般的に支払額が膨らんでいます。また、対象労働者数や企業数も同様に、一昨年度の数値を上回っており、監督指導による是正支払そのものの規模が大きくなった事が伺えます。

【100万円以上の割増賃金の遡及支払状況(過去10年分)】



【100万円以上の割増賃金の遡及支払状況(平成29年度分)】



2. 問題となった事例

公表資料で例示された事案の中には、労働者から『タイムカード打刻後の作業指示』や『賃金未払残業』について労働基準監督署に直接申告があったもののほか、インターネット上の監視情報を受けて労働基準監督署が立入調査を実施したものもあります(平成27年度以降、厚生労働省の委託事業により、ネット上の賃金未払残業などの書き込み等の情報を監視・収集する取り組みを行うと共に、当該情報に基づき労働基準監督署は必要な調査等を行っています)。

3. おわりに

今後は働き方改革関連法の成立により、客観的な方法

で労働時間の状況の記録を作成し、三年間保存することが必要になりました。また、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定など、これからますます労働時間を適性に管理していくことが求められていきます。

そして、月60時間を超える時間外労働に係る50%の割増賃金率は中小企業には猶予されていましたが、平成35年4月1日に廃止されることが確定しており、長時間の時間外労働を行うことによるコストの増加が見込まれています。

このような労務リスクを低減するためには、自社の労働時間管理が適正に行われているか、そして現状の時間外労働を削減する方法はないか、逐次確認し検証を重ねていくと良いでしょう。

2. 健康経営 中小企業における健康経営

経済産業省は、7月に『中小企業への健康経営の普及』と題した資料を公表しました。大企業を中心として取り組みが進んでいる『健康経営』ですが、中小企業においては、その認知度や、取り組んでいる企業の割合もまだまだ低いようです。ここでは、中小企業が健康経営に取り組むことによるメリットや課題について、見てまいります。

1. 健康経営とは

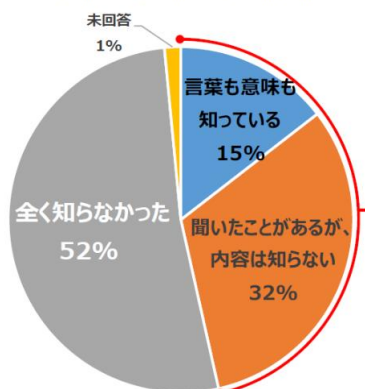
『健康経営』という名称はNPO法人 健康経営研究会が商標登録していますが、同法人では以下のように説明しています。

『健康経営とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること』

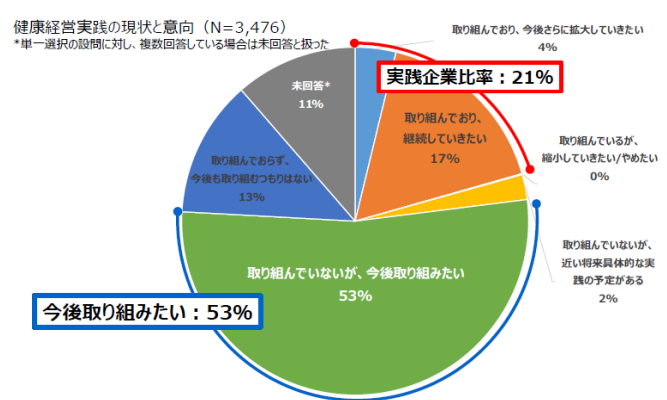
2. 中小企業における認知度・取り組み状況

経済産業省が平成29年12月に行った調査では、健康経営を「全く知らなかった」と回答した企業が約5割を占め、「健康経営に取り組んでいる」と回答した企業は約2割しかありませんでした。しかし、約5割の企業は「今後取り組みたい」と回答しており、健康経営を中小企業に普及させるには、まずは、認知度を上げることがポイントとなりそうです。

健康経営に対する認知度 (N=3,476)
*単一選択の設問に対し、複数回答している場合は未回答と扱った



健康経営実践の現状と意向 (N=3,476)
*単一選択の設問に対し、複数回答している場合は未回答と扱った



※上記経済産業省資料から抜粋

3. 健康経営に取り組むメリット

中小企業の健康経営への取り組みに対しては、『健康経営優良法人認定制度』や各地域の自治体等による認

定・表彰制度、地銀・信金等による低利融資など、インセンティブ措置が図られています(次の図を参照)。

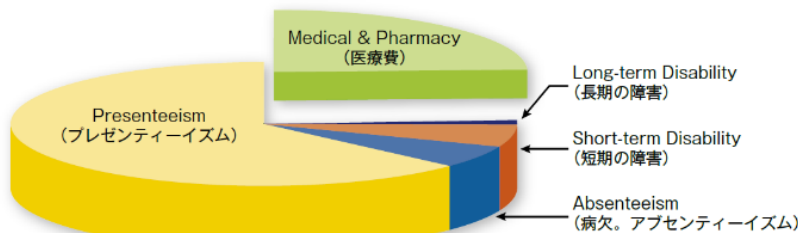
<「健康経営優良法人」に対する優遇措置（一例）>

<p>池田泉州銀行</p> <p>人材活躍応援融資“輝きひろがる” 「健康経営優良法人」等の認定を取得している中小企業者に対し、銀行所定金利より一律年▲0.10%の融資を実施。（平成28年12月）</p>	<p>東京海上日動火災保険(株)</p> <p>「業務災害総合保険（超Tプロテクション）」 従業員が被った業務上の災害をカバーする保険商品において、「健康経営優良法人認定割引」として5%の割引を適用。（平成29年3月）</p>
<p>栃木県信用保証協会</p> <p>健康・働き方応援保証“はつらつ” 「健康経営優良法人」等の認定を取得している中小企業者に対し、事業資金について基準保証料率から最大20%の割引を実施。（平成29年12月）</p>	<p>住友生命保険相互会社</p> <p>団体3大疾病保障保険「ホスピタA（エース）」 3大疾病を保障する団体保険において、「健康経営優良法人」に対して健康経営割引プランを適用し、保険料を2%割引。（平成30年4月）</p>
<p>長野県</p> <p>長野県中小企業融資制度「しあわせ信州創造控」 「健康経営優良法人」等の認定を受けている中小企業の運転資金の貸付利率を0.2%引下げ。（平成29年4月）</p>	<p>北海道岩見沢市</p> <p>建設工事競争入札参加資格における等級格付け 「健康経営優良法人」認定を受けている市内業者に対して、5点の加点評価。（平成29年1月）</p>
<p>大分県</p> <p>中小企業向け制度資金「地域産業振興資金」 「健康経営優良法人」等の認定を受けている中小企業・小規模事業者に対して特別利率・保証料率により融資。（平成29年4月）</p>	<p>長野県松本市</p> <p>建設工事における総合評価落札方式の加点評価 「健康経営優良法人」認定を受けている事業者に対して、100点満点中1.0点の加点評価。（平成30年4月）</p>

しかし、健康経営による一番のメリットは、むしろ企業内部の改善によるものと考えられています。昨年7月に厚生労働省が公表した『データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン』では、最大の健康関連コスト要因は『プレゼンティーズム』であるという見解が示されています。プレゼンティーズムとは聞き慣れない言葉ですが、“従業員が職場に出勤はしている（present）ものの、

何らかの健康問題によって業務の能率が落ちている状況”を指します。同ガイドラインに掲載された下図(米国商工会議所等によるパンフレットからの引用)は、医療費水準が世界一高い国として知られている米国においても、プレゼンティーズムによる損失は医療費の数倍インパクトを持つことを、端的に示しています。つまり、健康経営は、このプレゼンティーズムの改善が主な目的となります。

従業員の健康関連コストの全体構造（米国金融関連企業の事例）



出典：「Healthy Workforce 2010 and Beyond,2009」
Partnership for Prevention and U.S. Chamber of Commerce

4. おわりに

健康経営に取り組む最大の目的はプレゼンティーズムの改善による「労働生産性の向上」であるといえますが、それに付随して「離職率の低下」、「企業イメージの向上」、「組織力の向上」といった効果も期待で

きます。また、今後、労働力の確保が難しくなっていく中で、従業員が働きやすい環境づくりをすることは経営者にとって重要な課題となりますが、健康経営への取り組みはその課題を解決する1つの手段となるでしょう。

Q & A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「中小企業における健康経営」に関する豆知識をお伝えします。



Q. 実際の健康経営の取り組み事例にはどのようなものがあるのでしょうか。

A. 日本政策金融公庫総合研究所の資料では、次のような取り組みが紹介されています。

取り組み事例

- 社長による「食」の情報提供
- 「メモリアル休暇」の新設
- 毎朝のラジオ体操や禁煙運動
- 建設現場の衛生管理を徹底し、働きやすい職場を創成
- 健康診断は診断後こそ重要
- 健康状態の共有に向けた工夫
- 残業時間を削減し、ワークライフバランスを追求
- 全国労働衛生週間を活用した行事計画の策定
- 有給取得の推進と健康データの還元
- 健康教室の開催

※日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の健康経営」資料を一部加工

3. 提 供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 例えば「**マネジメント関連**」では経営戦略、企画・営業、広報、生産・物流、人事管理等の情報を、「**ビジネス関連**」では卸・小売、食品、製造、不動産、情報・通信等の各業界情報を、その他「**ビジネス以外**」では、生活分野、健康、環境、豆知識など、多岐にわたる経営情報を取り揃えております。
 以下の中からお興味があるテーマがございましたら、弊所あてにお電話いただくか下記フォームに必要事項をご記入のうえ F A X をお送りください。
 ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたしますので、お気軽にお申し込みください。



今月のおすすめビジネスレポート

マネジメント関連

レポート番号	タイトル	内容
#1946 (全4ページ)	どこを見られる？「労基署」臨検の舞台裏	<ul style="list-style-type: none"> ・労基署の臨検って、突然やって来るの？ ・臨検直前にできる対策はあるの？ ・臨検の種類や監督官によって厳しさが違う？ ・臨検と送検はセットなの？ ・是正に対応するときの留意点は？ 他
#1872 (全4ページ)	小さな会社は企画力で勝つ！	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな会社が勝つ条件 ・企画力の正体 ・知らないものはイメージできない ・企画力は会社の規模を凌駕する
#1874 (全5ページ)	事業継承時に知っておきたい組織再編税制	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編と事業継承対策 ・会社分割による高収益事業の子会社化 ・合併による大会社・中会社への移行 ・株式移転を利用した持株会社体制への移行 他
#1869 (全7ページ)	知っておきたい法律知識「悪意の第三者」	<ul style="list-style-type: none"> ・取引に影響を与える第三者の存在 ・第三者とは ・さまざまな取引と対抗要件 他

ビジネス関連

#1880 (全5ページ)	サポート終了迫る Windows 7 から 10 への移行準備	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート終了が迫る Windows 7 ・Windows 10 へ移行する必要性 ・Windows 10 移行までの流れ ・Windows 10 移行に失敗しないためのポイント
------------------	---------------------------------	--

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-1234-5678
 FAX >>> 03-1234-5678

貴社名	ご担当者様		部署・所属
所在地	〒		
E-mail	Tel		
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。